

○嘉麻市老朽空家等の適正管理に関する条例

平成27年9月18日

条例第35号

改正 平成30年6月26日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の対象にならない老朽空家等の適正管理に関し、必要な事項を定めることにより、老朽空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼすこと及び倒壊等の事故、犯罪、火災等を防止し、もって市民の良好な生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽空家等 市内に所在する長屋建住宅（一つの建築物に2以上の住戸があり、各世帯の使用する部分が独立し、各世帯間の往来が内部からは不可能であり、かつ、建築物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下などの共用部分がないものをいう。）及び共同住宅（一つの建築物に2以上の住戸があり、各世帯の使用する部分が独立し、各世帯間の往来が内部からは不可能であり、かつ、建物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下等の共用部分を有するものをいう。）の住戸又はこれらに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地で法の対象にならないものをいう。

(2) 特定老朽空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる老朽空家等をいう。

(3) 所有者等 所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の老朽空家等を管理すべき者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、老朽空家等の適切な管理に努めるものとする。

(禁止行為)

第4条 何人も、他人が所有し、占有し、又は管理する老朽空家等及びその敷地に侵入して破壊する行為その他特定老朽空家等となることを促進する行為をしてはならない。

(情報提供)

第5条 市民(市内に居住する者、市内に滞在する者及び市内に通勤通学する者をいう。)は、適正に管理されていないと認められる老朽空家等を発見したときは、市に対し、その情報を提供することができる。

(立入調査等)

第6条 市長は、前条の規定による情報の提供を受けたとき又は適正に管理されていないと認められる老朽空家等があると認めるときは、当該老朽空家等の所有者等を把握するための調査その他老朽空家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による所有者等の調査において必要があると認めるときは、市が保有する老朽空家等の所有者等の情報について、この条例の施行に必要な限度において、自ら利用し、又は提供することができる。

3 市長は、次条及び第8条の規定の施行に必要な限度において、職員又はその委任した者に老朽空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

4 市長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者に老朽空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該老朽空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

5 第3項の規定により老朽空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第7条 市長は、特定老朽空家等の所有者等に対し、当該特定老朽空家等に関し、除却、修繕その他周辺的生活環境保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にない特定老朽空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定老朽空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、嘉麻市空家等対策協議会条例（平成27年嘉麻市条例第36号）第1条に規定する嘉麻市空家等対策協議会の意見を聴かなければならない。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、特定老朽空家等による倒壊等危険な状態が切迫し、かつ、人の生命、身体又は財産に被害が及ぶことを防止するために緊急の必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、当該被害の発生を防止するために必要な最小限度の措置をとることができる。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、この条例の施行に必要があると認めるときは、警察、消防その他の関係機関に協力を求めることができる。

(当事者による解決との関係)

第11条 この条例は、老朽空家等の所有者等及び当該老朽空家等に関する紛争の相手方（以下「当事者」という。）が、当事者同士の合意、訴訟その他の当事者による当該紛争の解決を図ることを妨げるものではない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月26日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。